

2

成年後見制度利用促進法

1 なぜ利用促進するのか

現行の成年後見制度は、2000（平成12）年4月にノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、判断能力が十分ではない人に対して、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護する制度として導入され、これまで利用されてきている。

しかし、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加がみられるなか、成年後見制度の利用を必要とする人々が適切に利用されているかという、利用者数は増加傾向にあるものの、その数は先に述べたように、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況にある。また、成年後見等の申立ての動機をみても、預貯金等の管理・解約が最も多く、身上監護面での申立て動機は少ない。さらに、後見・保佐・補助と三つの類型があるなかで、後見類型の利用者の割合が全体の約80%を占めているが、保佐や補助の利用者が少ない状況がみられる。任意後見制度にあっては、非常に少ない利用に留まっている。

そのようななかで、成年後見制度利用促進法が制定され、文字どおり成年後見制度の利用を促進するべく2016（平成28）年5月より施行された。

2 成年後見制度利用促進法

① 法の目的（第1条）

この法律は、

- ① 認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理または日常生活等に支障がある者を社会全体で支えあうことが、高齢社会における喫緊の課題であること
- ② 共生社会の実現に資すること
- ③ 成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないこと

以上の点について照らしあわせ、成年後見制度の利用の促進について

- ① 基本理念を定め
- ② 国の責務等を明らかにし
- ③ 基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに

成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

② 用語の定義（第2条）

この法律において成年後見人等とは、成年後見人および成年後見監督人、保佐人および保佐監督人、補助人および補助監督人、任意後見人および任意後見監督人を指している。また、成年被後見人等とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約に関する法律第4条第1項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者を指している。

③ 法の基本理念（第3条）

この法律の基本理念は、次の3点に整理される。

- ① 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意志が尊重されるべきことおよび成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。
- ② 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民のなかから成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。
- ③ 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力および適切な役割分担のもとに、成年後見制度を利用しまたは利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

④ 基本方針（第11条）

成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、図6-17の基本方針に基づき、推進されるものとしている。

⑤ 成年後見制度利用促進基本計画（第12条）

政府が定めた、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ

計画的な推進を図るための、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（成年後見制度利用促進基本計画）をいう（次項参照）。

⑥ 成年後見制度利用促進会議（第13条）

成年後見制度利用促進法の一部改正が行われ、政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとしている。また、関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際しては、その意見を聞くこととしている。

なお、成年後見制度利用促進会議および成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省が担当することとなっている。

3 成年後見制度利用促進基本計画

1 成年後見制度利用促進基本計画とは

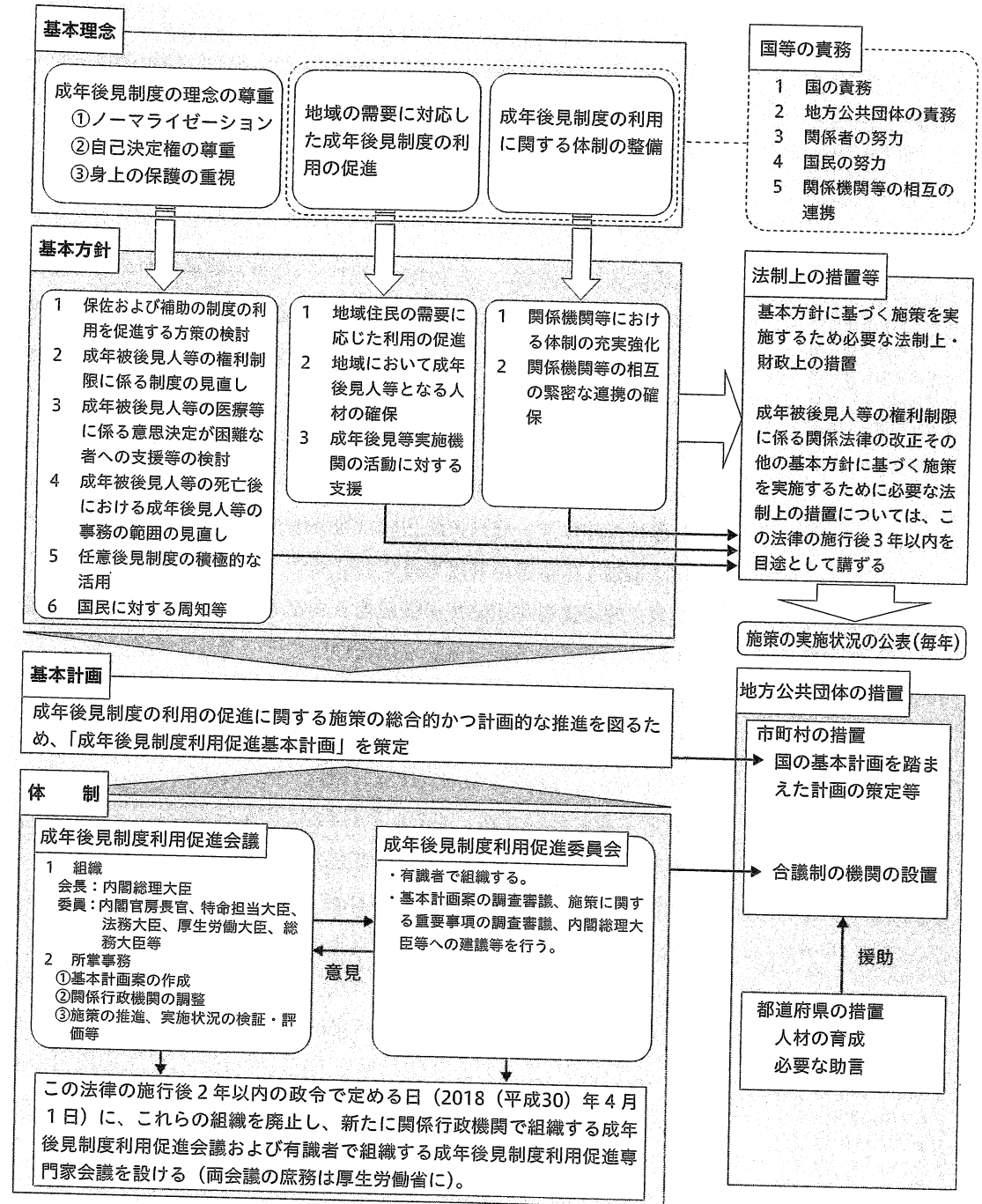
成年後見制度利用促進法第12条第1項の規定に基づいて、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進基本計画が策定されることとなった。この計画は、政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画として位置づけられる。また、第14条第1項において、市町村は、国の基本計画を勧告し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

2017（平成29）年3月24日に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画は、2017（平成29）年度から2021（令和3）年度までのおおむね5年間を念頭に定めるものとしている。そして、今後の施策の目標を達成し、成年後見制度の利用を着実に促進するために、基本計画に盛り込まれた施策が総合的かつ計画的に推進されることを目指して、国・地方公共団体・関係団体等が工程表を踏まえ、相互に連携しつつ、各施策の段階的・計画的な推進に取り組むべきであるとしている。

2 基本的な考え方および目標等

成年後見制度利用促進基本計画には、成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方と目標等が記されている。

図6-17 成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図



出典：厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図」 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyo-Shakai/image_1.pdf

① 基本的な考え方

今後の成年後見制度の利用促進施策の基本的な考え方としては、成年後見制度の趣旨である①ノーマライゼーション、②自己決定権の尊重の理念に立ち返り運用されるべきであるとしている。

さらに、本人の財産管理の観点のみならず、③身上の保護の重視の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるべきであるとしている。

② 今後の施策の目標等

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。利用者
に寄り添った運用を行うこと、保佐・補助および任意後見の利用促進
を図ることに取り組んでいく。
- ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよ
う、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を
図る。具体的には、権利擁護支援の地域連携ネットワークおよび中核
機関の整備、担い手の育成を行う。
- ③ 後見人等による不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調
和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。不正
事案の発生を未然に抑止する仕組みの充実、地域連携ネットワークの
整備による不正防止効果を図る。
- ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置（欠格条項）を見直す。

これら4点については、すでに具体的な施策として取り組みが進め
られている。

また、今後取り組むべきその他の重要施策として、成年被後見人等の
医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等、死後事務の範囲等
などが掲げられているが、それに対して「ガイドライン」の作成や法改
正がなされてきている。

基本計画に盛り込まれた施策については、国において進捗状況を把
握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討することとなっ
ている。

3 成年後見制度の利用の促進に向けて 総合的かつ計画的に講ずべき施策

成年後見制度利用促進基本計画のポイントは3点に集約される。第
一に、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、第二に、権利
擁護支援の地域連携ネットワークづくり、第三に、不正防止の徹底と利

用しやすさとの調和である。

① 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 ——制度開始時・開始後における身上保護の充実

成年後見制度利用促進基本計画では、①高齢者と障害者の特性に応じ
た意思決定支援のあり方、②後見人の選任における配慮、③利用開始後
における柔軟な対応、④成年後見制度の利用開始の有無を判断する際に
提出される診断書等のあり方について挙げ、財産管理のみならず、意思
決定支援や身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代を行うこと、
本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断
書のあり方の検討が必要であるとしている。これらを踏まえて改善が進
められている。

② 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援の地域連携ネットワークには、①権利擁護支援の必要な
人の発見・支援、②早期の段階からの相談・対応体制の整備、③意思決
定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構
築の三つの役割が求められている。そして、その基本的仕組みとしては、
①本人を後見人とともに見守り支える「チーム」による対応、②地域の
専門職団体等の協力体制である「協議会」等の体制づくりの二つを有す
るものとしている。

また、地域連携ネットワークの中核となりコーディネートを行う機関
（中核機関）の必要性が指摘されるとともに、地域連携ネットワークお
よび中核機関が担うべき具体的機能等として、①制度の広報を行う「広
報機能」、②制度利用の「相談機能」、③「成年後見制度利用促進機能」
として、受任者調整（マッチング）等の支援、担い手の育成・活動の促
進、日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行、④「後見
人支援機能」の四つの機能が整備されること、不正防止効果にも配慮す
べきであることとされている。

③ 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

——安心して利用できる環境整備

成年後見制度が利用者にとって安心かつ安全な制度となるために、金
融機関による新たな取り組みや親族後見人の成年後見制度への理解促進
による不正行為の防止、家庭裁判所と専門職団体等との連携、移行型任
意後見契約における不正防止などについて検討し、環境を整えていくこ
ととしている。たとえば、後見制度支援信託に並立・代替する新たな方
策の検討なども行われている。

★法改正

成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が2016（平成28）年4月6日に成立し、4月13日に公布され、同年10月13日から施行された。この法律により、①成年後見人が家庭裁判所の審判を得て成年被後見人宛郵便物の転送を受けることができるようになり（郵便転送（民法第860条の2、第860条の3））、②成年後見人が成年被後見人の死亡後にも行うことができる事務（死後事務）の内容およびその手続が明確化された（民法第873条の2）。

★ノーマライゼーション

成年被後見人等が個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される。

★自己決定権の尊重

障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われ、その自発的意思が尊重される。

★欠格条項

2019（令和元）年6月7日、第198回国会において成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が全会一致で可決・成立し、6月14日に公布された。それまで成年被後見人等になることは、数多くの資格・職種・業務等の欠格事由とされていたが、この法律により200近い法律の欠格条項が見直された。

★ガイドライン

ガイドラインには、厚生労働省「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（2017）、厚生労働省「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（2018）、厚生労働省「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（2019）などがある。

④ 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項

成年後見制度利用促進基本計画では、その他の事項として、①任意後見等の利用促進、②制度の利用に係る費用等に係る助成、③市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定などを掲げ、取り組みが進められている。

成年後見制度利用促進基本計画において、市町村には地域連携ネットワークの中核機関の設置や地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営において積極的な役割を果たすこと、市町村計画を定めるよう努めることなどが期待されている。また、都道府県には、市町村が講ずる措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、後見人となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとされている。

国においては、都道府県・市町村からの相談に積極的に応じ、財源を確保しつつ、国の予算事業の積極的活用などを促すとともに、各地域における効果的・効率的な連携の仕組みの具体的検討に資するため、各地域の取り組み例を収集し、先進的な取り組み例の紹介や、連携強化に向けての試行的な取り組みへの支援等に取り組むこととされている。

さらに、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等といった法律専門職団体や福祉関係者団体等には、地域における協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおける相談対応、チームの支援等の活動などにおいて積極的な役割を發揮することが期待されている。

Active Learning

成年後見制度利用促進法および成年後見制度利用促進基本計画について調べるとともに、近年の動向を把握しましょう。

◇参考文献

- ・最高裁判所事務総局家庭局『成年後見関係事件の概況』2010（平成22）年～2019（令和元）年版。内閣府「令和元年版 障害者白書」<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r01hakusho/zenbun/pdf/ref2.pdf>
- ・内閣府『成年後見制度利用促進基本計画』2017。
- ・成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会『平成30年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）「成年後見制度の利用促進に関する調査研究事業」市町村 成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き』2019。
- ・成年後見制度利用促進支援機能検討委員会『平成30年度厚生労働省社会福祉推進事業「成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能のあり方に関する調査研究事業」地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き』2019。
- ・成年後見制度利用促進体制整備委員会『平成29年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）「地域における成年後見制度の利用に関する相談機関やネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業」地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き』2018。